

○国立大学法人筑波技術大学附属図書館利用細則

〔平成17年10月3日〕
細則第7号

改正 平成18年2月22日細則第1号

国立大学法人筑波技術大学附属図書館利用細則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学附属図書館規程（平成17年規程第8号）第13条の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 本学の元教職員及び卒業生
- (3) 図書館資料（以下「資料」という。）の利用を申し出た一般の学外者

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、附属図書館長が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び休業期間中の土曜日
- (2) 12月27日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

(学外者の入館)

第5条 本学の教職員及び学生以外の利用者は、所定の手続きにより入館することができる。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、資料を自由に閲覧することができる。

(館外貸出)

第7条 貸出しを受ける者は、職員証、学生証等を提出するものとする。

- 2 貸出対象者、貸出対象資料、貸出区分、貸出冊数、貸出期間、更新回数等は、別に定める。
- 3 貸出しを受けた者は、当該資料を他の者に転貸してはならない。

(返却)

第8条 貸出しを受けた者は、当該資料を貸出限度期間内に返却しなければならない。

- 2 貸出しを受ける資格を失った者は、直ちに貸出しを受けた資料を返却しなければならない。
- 3 附属図書館長が必要と認めるときは、貸出期間中にかかわらず、資料の返却を求めることがある。

(貸出の停止)

第9条 貸出期間を超過して資料を返却していない者は、新たな貸出しを受けることができない。

(調査等)

第10条 利用者は、学習又は教育研究上必要があるときは、図書館職員に文献の調査等を依頼することができる。

(文献複写)

第11条 資料の複写については、国立大学法人筑波技術大学附属図書館文献複写規程（平成17年規程第84号）の定めるところによる。

(他大学図書館等の利用)

第12条 本学の教職員及び学生は、他大学図書館等が所蔵する資料の利用を希望するときは、所定の手続きにより閲覧、図書の借用又は文献複写についてのあっせんを依頼することができる。

(対面朗読室等の使用)

第13条 本学の教職員・学生及び本学の元教職員・卒業生は、所定の手続きにより対面朗読室又は録音室を利用することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意、過失により資料を汚損、紛失し、又は施設・設備を汚損したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規定の遵守等)

第15条 利用者は、この細則を遵守し、附属図書館長等の指示に従わなければならない。

2 前項の規定及び指示に違反した者に対しては、図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

(その他)

第16条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの細則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

2 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

図書館の開館時間

	月曜日から金曜日まで	土曜日	日曜日
聴覚障害系 図書館	午前8時50分から午後8時30分 まで (午前9時から午後5時まで)		午後0時30分から午後4時30分まで
視覚障害系 図書館	午前8時50分から午後8時30分 まで (午前9時から午後5時まで)		午前9時から午後4時30分まで

備考 ()内の時間は、休業期間中の開館時間である。